

I.再処理工場の重大事故は防げるのか

I-4 ウラン、プルトニウムの回収率について

- 原子力規制庁はアクティブ試験において「日本原燃はウラン、プルトニウムの回収率は申請書記載所定の値 98.2%以上であったことは確認している。」と回答しました。しかしその根拠となるデータは商業機密として答えず。

→私達が日本原燃の定例報告書から処理使用済燃料 425 トンからの回収率を計算したところプルトニウムは 78%、ウランは 91%程度でした。国が 98.2%以上であったという回収計算根拠資料の情報公開を迫りましたが、商業秘密の一点張りで拒否の姿勢でした。

* 未回収分が高レベル廃液そしてガラス固化体に移行してきます。プルトニウム 78%回収の場合 22%未回収（約 1 トン：原爆約 130 発分）になります。原子力規制委員会設置法 25 条には「国民の知る権利を保障するため、情報の公開を徹底する」とあります。加害者となる事業者の言いなりの政府の姿勢に抗議の声が湧き上がりました。

回収率の目標を達成しているのか未回収分がどこに移行したのか、旧規制法では回収目標が達成できない場合は不合格になっていたのですが、3.11 後のどさくさに条文が削除されてしまっていました。情報を開示しない姿勢に疑念が増すばかりでした。

I-5 貯蔵高レベル廃液の重大事故について

- 原子力規制庁は再処理工場の重大事故新基準（再処理規則）は IAEA 基準を参考に作成したとしています。しかし高レベル廃液については、IAEA 基準の「高レベル廃液貯槽の破裂」を消去し同基準にない「蒸発乾固」という名称を重大事故名とし、事故時の放出放射能を極端な過小評価による安全審査を行い合格としていることがわかりました。

IAEA 基準の「高レベル廃液貯槽の破裂」は重大事故かどうかとの質問には答えがありませんでした。

- IAEA 基準にある施設の貯蔵放射能による「脅威区分を判断するための推奨される基準」を使用せず、敷地外で人々が受ける推定被ばく線量から恣意的に脅威区分を算定していることがわかってきました。これにより再処理工場の脅威区分を II（「蒸発乾固」止まりの評価のため放射能放出小）とし UPZ（緊急防護措置準備区域）を 5km と原発（脅威区分 I：30km）の 1/6 と過小評価して審査を合格としていたことがわかりました。

- 六ヶ所再処理工場の高レベル廃液とプールに貯蔵されている使用済燃料について、日本原燃の資料等からその内蔵放射エネルギーを調べました。これにより IAEA 安全指針に基づき私達が計算したところ脅威区分 I になるが、誤りかどうか確認したが答えず。

* 上記 3 つの質問については時間がなかったこともあり回答なし、あっても意味不明等で、現在質問主意書により公式文書の回答を求めているところです。

.....

- 高レベル廃液を安定化させる失敗続きのガラス固化溶融炉の使用前事業者検査と国の確認については「具体的な手順については未定だが厳格に行うようにする」との回答がありました。

* ここは I-2 の高レベル廃液のガラス固化質疑に関連しそこで質問したものです。

★ I-4, I-5 に関わる詳しいやりとりや資料については下記の URL をご覧ください。

<http://sanriku.my.coocan.jp/211208Q&AIwate.pdf>

(永田)